

下関市告示第1221号

平成26年7月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であ
って土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該
廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるもの
として政令で定める区域を次のとおり指定する。

下関市長 中尾 友昭

指定番号	所在地	埋立地の区分
5	下関市豊北町大字角島字岬 ヶ迫332の一部、字黒山 1335の一部、1336 の一部、1337の一部	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行令（昭和46年政令 第300号）第13条の2第1 号の埋立地